

令和5年度県産品販売促進事業委託業務 公募型プロポーザル審査要領

令和5年度県産品販売促進事業委託業務公募型プロポーザルの審査に関する事項を次に定めます。

1 審査の対象となる事業者

審査は、次の各号をすべて満たす事業者を対象に行います。

- (1) 別途定める「令和5年度県産品販売促進事業委託業務公募型プロポーザル募集要領」（以下「募集要領」という。）に規定する資格要件を満たす参加者
- (2) 募集要領に規定する期限内に、必要な書類のすべてを提出した参加者
- (3) 募集要領により、適正に書類を作成した参加者

2 審査の項目及び点数

審査員1人当たり100点とし、審査項目と審査項目ごとの審査員1人あたりの配点は次のとおりです。また、評価基準等については、別紙「審査基準」を参照してください。

- (1) 業務目的への理解と提案への反映（10点）
- (2) 啓発業務に関する評価（35点）
- (3) コンクール開催業務に関する評価（35点）
- (4) WEBサイト作成に関する評価（10点）
- (5) 実施体制、実施計画等に関する評価（10点）

3 審査委員会

参加者から提出された企画提案書に基づき、プレゼンテーションを行う審査委員会を開催します。

(1) 日時、場所

日 時：令和5年3月28日（火）13:00～（予定）

場 所：本町ビル4階（高知県高知市本町5丁目2-17）

(2) プレゼンテーション

ア プレゼンテーションの時間は1社20分までを基本としますが、参加申し込みの状況によっては、時間を変更することもあります。

イ 順番は別途お知らせします。

ウ プレゼンテーション終了後、審査委員からの質疑の時間（15分以内）を設けます。

4 審査の方法

- (1) 審査委員会では、提出された企画提案書と、審査委員会におけるプレゼンテーションに対する審査を行います。
- (2) 各審査委員は、プレゼンテーションと質疑の終了後、別途定める「審査基準」に基づいて審査を行います。
- (3) すべての参加者の審査が終了したときには、各審査委員の審査結果を集計後、得点の高い者から順に候補者と次点者を決定します（総合点数の60%以上を獲得していることを要する。）。
- (4) 審査の結果、最高点の者が同点で2者以上ある場合は、経費見積が安価な者から順に候補者と次点者を選定します。

審査基準

審査項目		配点	審査の視点
(1) 業務目的への理解と提案への反映		10	・本業務の仕様書に掲げる目的を理解し、県産品の認知度向上や地産外商のさらなる拡大へと繋がるような具体的な手法が提案されているか。
(2) 啓発業務に関する評価	啓発資材の作成に関すること	5	・コンクール受賞商品及び県産品の販売促進、外商拡大について効果的に啓発できるような資材の種類や数量が提案されているか。
	啓発活動の展開に関すること	30	・コンクール結果や受賞商品について広く発信し、外商拡大に繋がる効果的な手法について提案されているか。 ・高知県産品の贈答利用促進に繋がるような手法について提案されているか。 ・高知県産品の認知度向上に繋がるような情報発信の具体的な手法について提案されているか。
(3) コンクール開催業務に関する評価	ギフトコンクールの開催に関すること	15	・高知県の魅力的なギフトが創出・発掘され、多くの商品の応募が期待できるような企画提案となっているか。 ・一次審査及び最終審査について、量販店のバイヤーや一般県民が関わる形で運営され、受賞商品の選定が円滑に、かつ、短期間で行われるような具体的な手法について提案されているか。
	商品発掘コンクールの開催に関すること	15	・県内事業者の商品開発及び商品改良に向けた意欲を醸成するとともに、新たな商品が発掘され、多くの商品応募が期待できる企画となっているか。 ・一次審査及び最終審査の運営手法はカテゴリ毎に優れた商品を選定でき、審査結果やフィードバックが速やかに通知できる具体的な手法が提案されているか。
	表彰式及び販売会に関すること	5	・開催場所や内容が具体的に提案され、販売会の実施が広く県民に周知されるような内容になっているか。
(4) WEB サイト情報更新・運用保守業務に関する評価		10	・効果的に情報発信するために必要な内容が提案されているか。
(5) 実施体制・実施計画等に関する評価	実施体制・実施計画・過去の実績に関すること	5	・本業務実施における、体制、計画は適切か。また、業務実施に対し、十分な効果が期待できる実績を有しているか
	経費見積に関すること	5	・事業に要する経費は、積算内訳が明確にされ、適切なものとなっているか。